

長崎県地域づくりネットワーク協議会助成事業実施要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、第1号会員（以下「会員」という。）相互又は会員と他団体との交流を促進するとともに、会員の資質向上を図ることを目的とする。

（助成の対象等）

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）、経費、助成率及び限度額は、別表第1のとおりとする。

- 2 助成対象団体は会員のうち、入会后、半年以上の会員とする。
- 3 助成対象事業は1会員あたり1事業とする。

（申 請）

第3条 助成を受けようとする会員は、別表第2に掲げる書類を長崎県地域づくりネットワーク協議会会長（以下「会長」という。）に対し、市町を経由して提出するものとする。

- 2 前項の書類は事業実施の2か月前までに提出しなければならない。

（助成金の交付の決定）

第4条 会長は、第3条の規定により会員が提出した書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金交付決定通知書により、申請を行った会員に対し通知する。

（完了報告）

第5条 第4条の規定による決定通知を受けた会員は、事業が完了したときは速やかに、別表第3に掲げる書類を会長に対し、市町を経由して提出するものとする。

- 2 前項の報告書は事業完了後、1か月以内に提出しなければならない。

（助成金の額の確定及び交付）

第6条 会長は、第5条の規定により会員が提出した書類を審査し、第4条の規定による交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金交付額確定通知書により、実績報告を行った会員に対し通知するとともに、助成金を交付する。

（概算払いの請求）

第7条 第6条にかかわらず、第4条の規定による決定通知を受けた会員が、助成金概算払いを希望する場合は、概算払請求書（様式第9号）（以下「請求書」という。）を会長に対し、市町を経由して提出するものとする。

2 前項の請求書は事業実施の1か月前までに提出しなければならない。

3 請求書の「1. 助成金（概算払い）請求額」は、第4条の規程により決定された助成金の額の4分の3以内とする。

4 概算払いを受けた会員は、事業が完了したときは速やかに別表第3に掲げる書類を完了報告書として会長に対し、市町を経由して提出するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月2日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。